

Title	関口存男の参考書と文例集：『接続法の詳細』を例に
Sub Title	Zum Zusammenhang zwischen Tsugio Sekiguchis Lehrwerken und seiner „Sammlung der Beispielsätze“ : am Beispiel von Näheres über den Gebrauch des Konjunktivs
Author	中村, 大介(Nakamura, Daisuke)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2024
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.127, (2024. 12) ,p.91 (140)- 104 (127)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01270001-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

関口存男の参考書と文例集

——『接続法の詳細』を例に——

中村 大介

1. はじめに —— 関口存男文例集とその利用の可能性

1.1. ある語学者の「商売上の秘密」¹

1943年9月、関口存男（1894-1958）は『接続法の詳細』を上梓する。タイトルの通り、接続法について扱ったこの参考書は、非常に多くの例文と、語学の参考書にも珍しいくらいの詳しい——ときに脱線とも思えるほどの——解説で構成されている。すでにこの書物のほかにもいくつもの参考書や教科書を出版していた関口は、本書の序文において自身の執筆のタネについて韜晦たっぷりに記している。

あなたの文法は一たい何に準拠したものか、何を種本にしたのか、と云って問われることがよくあります。そういう時に、何か斯う相手を威圧して、頭っから信用させてしまうような、横文字の名前をペラペラと三つ四つ挙げられると大変気が利いて聞こえるのかも知れませんが、残念ながら私にはそれが出来ない。私の種本は、行李に一杯分ほど溜っている汚いノートだけです。²

ここで言及されている「行李に一杯分ほど溜っている汚いノート」は、現在、慶應義塾大学日吉キャンパスのドイツ語合同研究室に、段ボール10数個のなかに入れて眠っている。88の項目に分かれ、総数20,000枚を優に超えるこのノートは新たに分類番号を振られ、白黒のコピーでスキャンのうえ製本されて日吉キャンパスの図書館にも所蔵された。つまり、日吉に足を運べばいつでも閲覧できる状態になっているわけだ。しかし、検索の便宜のために最終巻に目次が設けられているとはいえ、ドイツ語に限らずフランス語、英語、ギリシア語、ラテン語、ロシア

語, イタリア語, 果てはエスペラントに至るまで, さまざまな言語の文例を記録した膨大な文例集であるうえに, そもそも, ドイツ語の文例にかんしても (タイプライターで書かれている箇所を除いては) 現代では判読困難な当時のドイツ字筆記体で書かれている。このような状態では, 研究者はこの文例集にたどり着くことはできても, その中に眠っている必要な資料にたどり着ける可能性は限られているといわざるを得ない。

そこで, この資料を利用者にとってより開かれた資料とすべく立ち上がったのが「関口存男文例集データベース化プロジェクト」だ。プロジェクト参加者たちは, 関口の文例集のノートを解読し, 地道に Word ファイルに打ち込んでいく。この Word ファイルのデータをもとにして, ゆくゆくはウェブ上での公開を目指している。判読が容易になり, なおかつ文例集全体に横断検索がかけられるようになれば, 資料の使いやすさは格段に向上するはずである。2024年6月8日から翌9日に亘って開催された日本独文学会の春季研究発表会においては, 「48. 接続法」のファイルをすべて文字におこし, 可能なかぎり校閲して当日展示にまでこぎつけた。そこでは, 実際にサイトのプロトタイプも作成し, 展示に供することができた。さらに, 本データベース化プロジェクトがもたらす研究者への利益として, 言語学的にあらたな資料を提供する可能性があるだけでなく, 実際の関口の出版物と照合することにより, 関口の思考の変遷を明らかにできる可能性があることも挙げられる。³

2016年に始まったこのプロジェクトの歩みは, きわめて遅いといわざるを得ない。人員不足がその主な原因だが, プロジェクトの参加者に言語学を専門とする者も含まれてはいるものの関口文法のプロパーがいないこともまた歩みの遅れの遠因かもしれない。いずれにしても完成を急ぐため, メンバーの拡充と, 資料スキャン技術および入力技術の効率化が急務だが, それは今後の課題である。とはいえ, 参加者たちの根気強い作業のおかげで少しずつではあるが文例集のデータベース化も進んできた。本稿は, このプロジェクトの暫定的な成果をもとにした, このプロジェクトの中間報告的な研究ノートとして, 文例集を手がかりにした研究の可能性を示すことを目指すものである。

1.2. 関口文例集の資料の整理状況⁴

関口のノートは令息関口存哉氏とそこご家族によって編纂されて現在のクリア

ファイルに分類整理されている。その際の方針は、関口の自宅の本棚に並んでいたこの資料の最終的な順番を崩さないように番号を振ることである。たとえば「48. 接続法」のファイル群を例にとってみよう。まず存哉氏は関口の資料のなかでノートなどの形で纏められているものにBの記号を、バラバラの資料についてはRの記号を振り、それぞれを袋にまとめ、それぞれの袋に48-1B等の「袋番号」をつけた。なお、「48. 接続法」のファイル群については、以下の通り20の袋にまとめられている（それぞれのファイルが、現在の分類で何枚の資料からなっているかも付記しておく）。

48-1B	間接話法	127枚
48-2B	第二式	208枚
48-3B	羅典語式・佛式の間接話法	1枚
48-4B	würde	21枚
48-5B	約束話法	130枚
48-6B	要求話法	117枚
48-7B	形態一般 時称	42枚
48-8B	可能法	54枚
48-9R		2枚
48-10B	Assimilation によつて、従属文内まで接続法になる場合。	4枚
48-11R		2枚
48-12B	接続法第一式	7枚
48-13R		21枚
48-14B	Es fehlte viel wenig と KII	10枚
48-15R		2枚
48-16B	Oratio directa Oratio obliqua に関する参考事項	10枚
47-17R		5枚
48-18B	英語に於ける接続の用例雑例	4枚
48-19B	Wer~!	2枚
48-20B	Wer weinte nicht 誰か泣かざらん	2枚

このように、Rのファイルはある程度まとまりをもったBのファイルのあいだ

に挟まっている。そして〈袋番号〉にまとめられた資料それぞれのページには(1)-1のように〈資料番号〉が振られている。この〈資料番号〉は、それぞれの袋に収められた文例集の順番を保つために振られたものである。

ここで素朴な疑問が浮かんでくる。こうしたノートは実際のところ、どのように、もしくはどの程度まで関口にとって役に立ったのだろうか、という疑問である。関口の業績のほとんどは自分が主宰する雑誌の記事や参考書・教科書の執筆である。文例集のノートにはドイツ語の文例以外の文例サンプルも多数収録されており、明らかにドイツ語の語学の参考書には必要なさそうな文例も含まれる。本稿においては、ひとつの文法事項について関口が集中して解説したものの中で晩年の労作『冠詞』の次に大部の著作といえる『接続法の詳細』（以下、『詳細』）を取り上げ、そこに収録されている文例がどの程度文例集から採られたものかを数え上げる。そして、『詳細』を発表する時期の関口がどのような文法体系の構築を目指していたかを整理しつつ、『詳細』において接続法を解説する際の方針に見出すことのできる関口の思考の変遷の一端を明らかにすることを試みる。

2. 『接続法の詳細』の位置づけ

冒頭に書いた通り『詳細』が単行本として出版されたのは1943年だが、もともとこの著作は関口が主宰を務めた『獨語文化』において創刊号の1938年5月号から1940年10月号までの2年半に亘って継続的に掲載されていた連載企画であった。その頃の関口がどのような文法体系の構築を目指していたのかを素描してみよう。

関口は『ドイツ語学講話』（1939）に収録した記事において、自分の文法体系の骨子を「動詞中心論」または「定形即文章論」としていた。⁵このふたつのキーワードから判断するに、「文章」という単位を重要視していること、さらには品詞のなかでも動詞を「文章」の構成する最重要要素として位置づけていることがわかる。他の著作において、自らの語学学習の経験を回顧した際の「ついにドイツ語でめしを食うことに決心した或る日、わたしは此の「句と文章」を中心とした行き方の一大ドイツ語論を書くことを思い立」⁶ったという本人の言からも、複数の語が組み合わせあって意味を構成する「文章」というひとまとまりの単位を重要視していたことは裏付けることができるだろう。

こうした理論のもとでその「文章」という単位を構成する際に、つまり作文す

る際に関口が焦点を当てたのは論理の構成であった。作文にかんして関口の著作において代表作として挙げられるのは『独作文教程』（1935；以下、『教程』）である。⁷戦後この著作が復刊されたとき、関口は当時を振り返りながら「私自身の立場から、最も重要視して編纂したのは、此の書の後半部、即ち『論理範疇』の系統化です」と述べている。⁸重要なのは、文章が織りなす意味や論理構造に対して、文法がどのくらい貢献しているかだ。このことは関口が主宰していた語学雑誌『独語文化』の第2号（1938年6月号）の編集後記からもうかがえる。この雑誌の創刊号ではドイツ語で書かれたエッセイとその対訳を並べて掲載していたが、購買者から「訳文をやめて註だけにせよ、という御意見」があったことを踏まえ、関口はそうした意見を「物によっては大変合理的」と認めながらも、⁹自分がギリシア語やラテン語を学んだ経験から対訳の記事を掲載する価値について以下のよう述べている。

本当に論旨を諒解しないままで二頁三頁と読んで行くから、何を読んでいるか、内容もわからねば、語学的にも進歩しない。論旨と大意は語学の本であり文法の源です。本を抜き源を塞ぎながら末の進歩を求めんとしているのだから、実に時間の不経済、精力の浪費です。¹⁰

ここで着目すべきは、語学学習において文章を読む際に文法を手がかりにして文意を解説するのではなく、大意をおおまかにつかんだうえで文法がどのように機能しているかを分析すべし、という一種倒錯した手順を関口が提案していることである。関口の評伝において池内紀も触れているように、『独作文教程』というタイトルには「日本語からドイツ語への翻訳の技術（Technik der Übersetzung aus dem Japanischen ins Deutsche）」という意味になる独題がついている。¹¹つまり、関口はドイツ語作文の際には他言語（特に日本語）による大意が把握できていることが前提にあったことになる。これと同じようにドイツ語読解の際には、文法を手がかりにした精読的な読解を離れた文章の論旨の把握が可能であることを信じていたのではないだろうか。こうした読解の仕方は、ドイツ語から日本語への意識であると解釈することができる。必ずしもドイツ語を読む際に、実際に日本語におこす作業が必要になると関口が考えていたわけではないだろうが、こうした姿勢を踏まえると、関口が理解する言語運用は、作文の際も読解の際も翻訳

的な手続きとして理解することができるだろう。¹²

『教程』を実際に開いてみると、テーマごとの作文法は多彩を極める。たとえば「第六篇」の「仮定と結論」というセクションを見てみると、このテーマの作文においては容易に想像される従属接続詞 *wenn* や *falls* を用いた例も含まれるものの、それ以外の方法、たとえば語順によって仮定と結論を表現して見せるものや、前置詞を用いるものなど、さまざまな方法で作文できることを示している。¹³

ドイツ語で発話がなされる際に、かならずある一定の品詞、たとえば接続詞を使用することが最初から決まっているケースは少なく、目指す発話の内容に応じて発話の形式の選択肢が絞られるなかではじめてひとつの方法（たとえば接続法）が選択肢のひとつとして浮上する。あくまで論理構造を形成することが第一なので、教本や教科書にある通りの文法に従う必要はないのだ。こうした立場に立つ関口の姿勢は、一般的な言語学の分類に従えば、統合文法的といえることができる。ここにも、大意ありきの関口の言語観の一端が垣間見える。そして実際、1938年以降発表する『詳細』においても彼が収録する文例や用例は、接続法を使用したものとどまらない。この姿勢は『詳細』において「用法から出立して其の形式を研究」¹⁴すると説明されることになる。

3. 『接続法の詳細』の構成と文例集

3.1. 『詳細』の章立てと構想

『詳細』の章立ては、まず「第一篇 形式を主とする概論」で接続法第1式と第2式という「形式」による整理をあえて行ない、それを批判するように「用法」を重視した第2篇の「意味用法を主とする詳論」が続くという構成をとる。こちらでは、第1式によって果たされる機能、第2式によって果たされる機能、というような説明法ではなく、「間接話法」「要求話法」「約束話法」の機能を果たすためには接続法のどの形式を使うべきか、という説明法に則っているため、第1章の「接続法の本質」を別とすると、「第二章間接話法」「第三章要求話法」「第四章約束話法」という区分が採用されている。この方針の裏には、従来の「形式」を中心に据えたドイツ語文法教本への関口の批判があることは明らかだ。しかし、関口自身はみずからの『詳細』について、こうも述べていた。「『接続法の講義』とある以上は、とにかく接続法というものを出立点としている。接続法というものは

一つの形だ。文法形態だ。然らば、苟くも接続法をテーマとして何事かを云わんとする以上は、結局は形から発して意味を求めることになる」。¹⁵ 関口は基本的には「用法」を優先するものの、「形式」を完全に無視することはかなわなかったのである。

これは関口自身も「齟齬」¹⁶として感じていた。文例集の「接続法」のファイルを見てみると、基本方針に従い、原則的に「用法」もしくは機能別に文例を収集してノートをまとめており、そのなかには「48-1B 間接話法」「48-5B 約束話法」「48-6B 要求話法」のようにタイトルがついている。しかし、なかには「48-2B 第二式」「48-12B 接続法第一式」のように「形式」を手がかりとして文例を収集したと思しきファイルもある。これらのファイルは、それがどの機能に分類されるか関口が判断を保留したものであるかもしれないが、彼のいう「齟齬」がノートのまとめ方にも見て取れるのである。

3.2 『詳細』に採用された文例の文例集における分布

実際に『詳細』と文例集との照合を行うにあたって、どのファイルの文例がどれだけ『詳細』のなかに採用されているかを一覧できる表を作成することで整理した。相当数の文例が「48. 接続法」以外のファイル群からも採用されているため、今回は残念ながらすべての文例の所在を文例集から確認することはかなわなかった。以下に示した数字は、あくまで2024年6月5日現在で確認できた文例の数ということになる。

文例集から『詳細』に掲載された文例のうち、今回確認できた文例の総数は、537件である。そのうち、「48. 接続法」のファイル群に焦点を絞ると、上掲のとおり20に及ぶファイルのうち、「48-1B（間接話法）」（36件）、「48-2B（第二式）」（110件）、「48-5B（約束話法）」（43件）、「48-6B（要求話法）」（48件）、「48-7B（形態一般 時稱）」（2件）、「48-14B（Es fehlte viel wenig と KII）」（7件）から文例が採用されており、合計して246件の文例の採用を確認した。20にわかれたファイルから6つのファイルしか採用されていない。¹⁷

つまり（現時点で確認できた分のなかでという条件付きではあるが）、「48. 接続法」の文例集ノートから『詳細』に収録された文例は、『詳細』のなかにある文例の総数の半分以上を超えていないことになる。その他の文例は、別のファイル群から取られたのだ。そのなかで最も多いのは「47. 助動詞」のファイル群である

(合計81件)。「約束話法」の文例が多めだが、「間接話法」「要求話法」の文例も含まれ、『詳細』にとって重要なファイル群であるといえる。あとはさまざまなファイル群に散在しており、ふた桁以上の文例が登録されているものを中心に紹介すると「20. noch nun nur schon so und wieder」(10件)、「25. 接続詞 (各論)」(21件)、「32. 不定形」(17件)、「35. 述語」(15件)、「50. 命令形」(30件)、「51. 認容文章」(31件)、「56. 文章論一般」(39件)から文例が取られている。「用法」を優先する関口にとって、ある表現法が接続法を用いたものでなくても、それが接続法を用いた際に果たしうる機能をもつのであれば、その文法事項は分析の対象となる。文例集の「接続法」のファイル群以外に収録された文例までも『詳細』に収録されているのは自然なことであるといえよう。

また、引き続き文例集の方を確認すると、なかには『詳細』が最初に発表された1938年よりもあとに採集されたことが明白な文例もある。たとえば、「48-6B 要求話法」の袋のなかの資料番号(1)-22には1949年の英語雑誌記事からの文例が1件、(1)-24には1951年の英語記事からの文例が1件載せられている。また、(1)-38に載せられているのは1958年の英語記事からの文例であり、没年までノートの更新が停まっていないのである。

3.3. 「用法」と「形式」とのはざま

それぞれの文例集は、ノートの形で保存されているもののなかでも章立てがある。関口は用法別に章立てを作って番号を振り、そして見出しをつけている(たとえば「48-6B 要求話法」の袋のなかの、資料番号(1)-1の見出しには「願望・祈 (wolle, möge) 及び Stoßgebet Exklamatorisch」とある)。この番号は、関口自身が書き込んだものもあれば、[] だけ書いてあって番号が記入されていないものもある。数字の記入がなかったものには関口自身が記入した数字と弁別するため「°」の記号をつけたうえで、編者の存哉氏が番号を割り振った。¹⁸これらは、関口が生前どこに整理するべきかを決めかねていたものと思われる。これらの番号は、資料番号の () のなかの数字と対応している。¹⁹これらの文例が『詳細』に収録されている場合、それが『詳細』でどのセクションに収録されたかと、文例集に収録されている場所の位置関係を見ることによって、関口の整理の仕方が変化したのかどうかを確認することができる。そこで、われわれはどのファイルの文例が『詳細』の第2篇のどの章のどのセクションにおいて採用されているかを一覧

するための表を作成した。図1はその一部であり、『詳細』第2篇第3章「要求話法」に焦点を当てている。

図1の左側は『詳細』の「要求話法」の章の目次であり、右側を見れば『詳細』のそれぞれのセクションのなかに文例集のどのファイル群から文例が収録されたかがわかるようになっている。この図を手がかりに文例集から『詳細』への収録された文例を見ると、「48-6B 要求話法」の袋からの文例は部分的にとどまり、「47. 助動詞」「50. 命令形」や「51. 認容文章」のファイル群からの文例も目立つ。なおかつ興味深いのは、「48-6B 要求話法」の袋を詳細に確認してみると、必ずしも現在整理されている資料番号の順番どおりに『詳細』に文例が収録されていない点である。上述のとおり現在の資料番号は最終的な文例集内での整理の順番なので、(特に資料番号が関口の没後に振られたものにかんしては)『詳細』執筆時には現在とは異なる順番で整理されていたのかもしれない。また、さらに細かく文例集を確認すると、ひとつのセクションで使用された文例は比較的同じ資料番号のノートに集中している。文例によってはしるしがつけられているものもあるため、なんらかの基準に沿ってどの文例を実際の出版物に使うかを選定していたものと思われるが、その基準は不明である。

『詳細』における記述に戻ろう。間接話法が接続法の「基本範疇」であるとする関口は、要求話法と約束話法とはそれぞれ間接話法の派生形として見ている。そして、要求話法と間接話法とのあいだ、そして約束話法と間接話法とのあいだにはそれぞれ「中間形態」が存在するとしたあとに、以下のように続ける。「然るに、要求話法と約束話法との間には中間現象が存在しない」。²⁰ところが、実際に整理してみると 25-11B (「接続詞 (各論)」のファイル群にあるタイトルなしのノート) や 47-10B (「助動詞 [mögen]」のノート), 51-1B (「認容文章」のノート) など、『詳細』の「要求話法」に採用された文例と「約束話法」に採用された文例とが一緒に収められている文例集ノートが存在することがわかる。

そのうえ、図1の表を確認してみると、『詳細』で「要求話法」の章の「各論」の部の10から12に収録された文例は、「[7] ……」として置こう。(約束話法の一筋路)」という見出しのついた文例集ノートに掲載されたものから取られている。『詳細』のこれらのセクションに収録された文例は、接続法第1式を使った仮定的な表現のための文例である。ここから判断するに、関口は機能だけを基準にして判断すれば約束話法と近い第1式を使った表現、すなわち要求話法と約束

図1 「要求話法」の章に登録された文例は文例集ではどこに収録されているか

	第3章	袋番号	資料番号	文例集の見出し (48のファイルのみ)
総論	要求話法とは何ぞや？			
	『話法』と『法』との區別			
	1 命令法			
	2 接続法の第一式			
	3 話法の助動詞			
	4 定形倒置の語順			
	5 直接法の正置（又は）倒置	50-13R	[5]	普通の構文 直接法で (Peremptorisch)
		50-16R	[5]	直説法現在で
	6 werden を用いて	50-10B	[1]	werden を用いる場合。(1)
	7 不定法と不定句	50-2B	[1]	[1] 不定法の儘。
	8 過去分詞, 過去分詞句			
	9 daß 直接法定形	50-5R	[1]	即時実現的命令 daß直 接法！
各論	10 方向規定文肢と mit で			
	11 片言断句一般			
	12 約束話法的前提部を以て願望 の意を表現する（或いはdaß と接続法第二式）	25-11B	[4]	[° 4] nicht に注意（直接法ゆ え） [] daß..... II.K.!
	1 wünschen, verlangen, fordern etc, daß の定形			
	2 其他一般に目的として意図し とする daß の文	48-6B 要求話法	[11]	[° 11] 間接文中の要求話法（daß と
			[10]	[° 10] möge（主文と副文）
	3 möge と möchte — 慫慂的要求 —	47-10B	[3]	[3] möge の代りに möchte 云々 する「よう」に
			[5]	[5] 願望祈りの möge, möchte
	4 要求文の主文章化			
	5 要求話法にのみ現われる「文 頭の定形倒置」			
	6 命令的要求話法 Gehen Sie! Gehen wir! Gehe er!	50-2B	[2]	Er, Sie の際の K. / [2] Sie の際。
		50-12B	[1]	Wir の際。及び Laßt uns 等。
		50-13R	[1]	wollen による表現
	7 命令又は要望	48-6B 要求話法	[1]	命令法的 (1)
			[2]	[2] 決心、決定、承認。(wolle, möge) möge 許可
			[4]	[4] 命令法。
8	願望, 祈願, 呪詛		[1]	命令法的 (1)
			[2]	[2] 決心、決定、承認。(wolle, möge) möge 許可
		45-1B	[18]	[° 18] Seid begrüßt!
		47-10B	[5]	[5] 願望祈りの möge, möchte

各論	9	三人称単数以外の場合に就いて	48-6B 要求話法	[1]	命令法的 (1)
	10	「取り極め」の要求話法 (A) —決定—		[4]	命令法。／命令法的
				[2]	[2] 決心、決定、承認。(wolle, möge) möge 許可／(1)……云々しようと思う (sollen)
				[7]	[7] ……として置こう。(約束話法の一筋路)
	11	「取り極め」の要求話法 (B) —假定—		[7]	[7] ……として置こう。(約束話法の一筋路)／仮に云々とせん／佛、羅 (仮定的)
				[2]	[2] 決心、決定、承認。(wolle, möge) möge 許可
				[4]	[4] 命令法。
	12	事実の承認と認容		[7]	[7] ……として置こう。(約束話法の一筋路)
			56-1B	[11]	sei es sei es
			51-1B	[12]	[12] gleichviel, einerlei ob, (welche) usw,／unbekümmert of／直接法で、
	14	「無関心」なる認容及び疑問従属文を伴う構造・無関心なる要求・命令	21-1B	[1]	[4] 認容的 immer
			51-1B	[4]	[4] wie (was, wo etc) auch ... mögen.
				[11]	[11] 挿入句的認容文章 (挑みの認容)
				[12]	unbekümmert of
				[16]	[° 16] 文肢としての認容句 (was …… immer)
			48-6B 要求話法	[6]	mag (無関心なる要求話法)／呪詛
			15	挑みの認容及び疑問従属文を伴う構造	51-1B
	[7]	[7] ……und wäre ich [直接法もあり] [第一式も]			
	[11]	[11] 挿入句的認容文章 (挑みの認容)			
	[12]	unbekümmert of			

話法との中間現象といえそうな表現についても確認していたと思われる。実際『詳細』の「要求話法」の章ではmögenの第2式にあたるmöchteが紹介されて、「möchteという形は第二式接続法ですが、これは「動詞そのものの第二式」とは違った既成形式で、殆んどmögenとは関係のない一つの独立助動詞として扱うべきものゆえ、möchteを用いることがあるからと云って要求話法にも第二式を使うという一般論は成立しません」と説明されている。²¹ また、同章の「総論」の12

および13のセクションにおいて、接続法第2式を使った願望を示す文例（たとえば、「ああ、彼奴の云う事を信じておけばよかったのになあ！」(Oh, hätt' ich ihm geglaubt!)²²など）が紹介され、「此の項は元来約束話法に関係するもの、また間接話法と約束話法との中間現象として登録すべきものですが、意味形態の上から一寸此の個所におさめたものであります」と断り書きがある。²³こうした文例も要求話法と約束話法との中間現象として説明しない点は徹底されているが、これが要求話法の機能を持ちうるということが説明されている。

しかしその一方で、形式にかんしては、要求話法は第1式を使用し、約束話法は第2式を使用するという従来の枠組みが採用されている。ここにも、関口が自覚していた「齟齬」が見て取れる。関口はたしかに「用法」を重視したが、「用法」に応じた「形式」の使い分けがあるという立場を完全に捨て去ったわけではなかったため、こうした第2式を使った文例を要求話法と約束話法との中間現象として登録することは断念したのだろう。

4. まとめ

実際に出版された関口の参考書と、文例集のノートとを照合することで、実際に文例集のノートが参考書執筆にかなり役立っていたことがわかった。しかし、文例集のノートにおいて記載されているのは収集された文例がほとんどで、関口の考察はメモ書き程度にとどまっているため、執筆に際しての下書きはまた別に作成していたものと思われる。とはいえ、見出しや関口自身が振った文例・ノートの番号などの手がかりから、出版されたときの「用法」の整理と、文例収集の際の「用法」の整理法とがある程度異なることも判明した。特に、要求話法の文例と約束話法の文例とが同居しているノートもあることから、完全に「用法」だけを基準としたノートの整理はなされなかったようであることは興味深い。また実際に「形式」よりも「用法」を重視する方針をとったとしても、その「用法」を、「形式」を手がかりにいくつかのカテゴリ化して分類するという作業は、特に参考書を執筆する際には避けがたい手順ではあるだろう。しかし、文例集を見ることによって、その分類があくまで便宜的なものであることが明白となるのだ。

[付記] 本稿は、2024年6月8日および9日に開催された日本独文学会春季研究発表会（於慶應義塾大学日吉キャンパス）での展示企画で掲示されたポスター原稿「ある語学者の「商売上の秘密——『接続法の詳細』を例に——」」に加筆修正したものである。また、本稿および関口存男文例集データベース化プロジェクトは数多くの教員、院生たちの協力を得て成り立っているものである。ひとりひとりお名前を挙げることはできないが、記して感謝申し上げる。

註

- 1 関口存男「わたしはどういう風にして独逸語をやってきたか?」『趣味のドイツ語』三修社、1954年、321-354頁所収、ここは330頁。本稿で関口の著作を引用する際には適宜、タイトルも含め、旧仮名遣い・旧漢字は新たなものに改めた。
- 2 関口存男『独逸文法 接続法の詳細』日光書院、1943年、2頁。この前書き以外での引用においてはまた、同書は現在では三修社から出版されているもの（関口存男『ドイツ文法 接続法の詳細』三修社、第7版、1973年）の方が広く流通しているため、三修社版の頁数も〔 〕内に表す。
- 3 なお、春期独文学会研究発表会における特別展示でのウェブサイトのプロトタイプ立ち上げに際しては、同研究会の6月9日に行われたシンポジウム登壇者の内堀大地氏に多大なるご協力をいただいた。記して感謝申し上げる。
- 4 関口の文例集整理の経緯については以下を参照。関口存哉『関口存男文例集の整理及びコピーの作成に就いて』、慶應義塾大学所蔵の『関口存男語学文例集』第93巻（1993年）所収。なお、本稿で関口の文例集を参照する際は、慶應義塾大学日吉キャンパス所蔵の原本に拠る。
- 5 関口存男「再帰的表現とExistenzの解釈」『ドイツ語学講話』三修社、第7版、1979年、251-316頁所収、ここは267頁参照。
- 6 関口存男「わたしはどういう風にして独逸語をやってきたか?」, 330頁。
- 7 1935年は第1分冊が尚文堂から出版された年であり、日光書院から1巻本で出版されたのは1939年のこと。『関口存男の生涯と業績』荒木茂雄他編、三修社、第3版、1979年、522頁参照。
- 8 関口存男『独作文教程』三修社、1953年、「復刊の辞」。関口の短い評伝を残した池内紀は、この書物について一章を割き、ヴィトゲンシュタインの哲学と比較しながら、関口の思考が「言語を通した論理哲学に立ち入っていたことを意識していたと思われる」と推測している。池内紀『ことばの哲学 関口存男のこと』青土社、2010年、117頁。
- 9 関口存男「編輯後記」『独語文化』1938年6月号、84頁所収。
- 10 同書、84頁。強調は原文。
- 11 池内、前掲書、109頁。ここでの独題の和訳は同書内にある池内の訳を借用した。
- 12 ここで、関口による「水に方円なし、器に方円あるのみ、意味形態は単に器である」

(関口存男『冠詞——意味形態の背景より見たるドイツ語冠詞の研究——』第1巻, 第2版, 三修社, 1972 [1960] 年, 27頁) という比喩が重要に思われる。みずからの頭のなかに構成される内容を, 言語を使って発語する。しかし, それは言語の持つ型にはめて伝えざるを得ない。この言語の持ついわば不自由さを, 関口は〈意味形態〉と呼んだと一応は定義することができるかもしれない。なお, 関口の文法体系において難解な概念とされる〈意味形態〉についての解説はすでにいくつも出ている。たとえば, 以下を参照のこと。国松孝二「意味形態論解説の試み——亡き関口先生に——」『関口存男の生涯と業績』荒木茂雄他編, 三修社, 第3版, 1979年, 507-517頁所収; 有田潤「『意味形態』管見」『ドイツ語研究』第2号, 1980年, 41-43頁所収; 有田潤「意味形態管見(続)」『ドイツ語研究』第6号, 1982年, 46-50頁所収。

13 関口存男『独作文教程』, 251-322頁参照。

14 関口存男『接続法の詳細』, 36 [32] 頁。

15 同書, 37 [33] 頁。

16 同書, 37 [33] 頁。

17 実際に文例の採用が確認できたもの以外のファイルは, 「48-3B」などノートの枚数
が他に比べて極端に少ないファイルや, 「48-8B 可能法」「48-18B 英語に於ける接続
の用例雑例」などフランス語, 英語の文例がほとんどであるファイルなど, ドイツ語
の参考書執筆のための資料としては活用しづらいものも含まれている。また, 個々
のノートに新聞記事や雑誌記事からの引用がある場合には年号が記入されているた
めに作成の大まかな時期が確認できる場合もあるが, ノートへの日付の記入は基本
的にはないので, これら使われていないファイル群が『詳細』執筆と並行して作成
されていたのかどうかは判断できないケースがほとんどである。

18 関口存哉, 前掲資料, 7頁参照。

19 関口自身が章番号をつけた章でありながら, 『詳細』への文例の採用が確認でき
ない章もある。たとえば, 「48-6B 要求語法」の袋のうち, 「[5] 要求を意味する名詞
の附加文 (その他, 間接)」など。一方, 文例の採用こそ確認できないものの, 執筆
のうえで役立ったことがうかがえる章もある。たとえば, 同じ袋の「[3] wünschen,
verlangen等を主文とする副文章に」は, 『詳細』の「要求語法」の章の各論の部の
冒頭(関口存男『接続法の詳細』, 182-184 [169-171] 頁参照)執筆に役立ったと思
しい。

20 同書, 43 [38] 頁。

21 同書, 188-189 [174-175] 頁。

22 同書, 179 [166] 頁参照。和文, 独文ともに同書からの直接引用だが, 形式の都合上,
独文は鉤括弧ではなく丸括弧に収めた。

23 同書, 181 [168] 頁。